様式第５号（第１１条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 大潟村奨学金貸与決定番号 | 第　　 号 |

奨　学　金　貸　与　契　約　書　大潟村長（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間に大潟村奨学金貸与規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、奨学金の貸与について次のとおり契約を締結する。第１条　甲は、乙に対し奨学金として次のとおり貸与する。　１　規則第4条第1項第（ 1 ・ 2 ）項に規定する貸与月額　　￥　 　　，０００－　２　貸与期間　　自　　　　　年　月から　至　　　　　年　月までの　　ヵ月間　３　規則第4条第1項第3項に規定する入学一時金の金額　 　　￥　　　 ，０００－　４　貸与総額　　　　　　￥ 　　　 ，０００－第２条　乙は、貸与を受けた奨学金の返還その他の業務については、規則の規定に基づき、その義務を誠実に履行するものとする。第３条　甲は、乙が規則第１２条の規定に該当するに至ったと認めたときは、この契約を解除し、または奨学金の貸与を休止し、保留若しくは打ち切るものとする。第４条　契約日時点で乙が入学前の場合、本契約の効力発生日は次に掲げる各号のどちらか一方が行われた時点とする。　１　入学を希望する学校の合格通知の写し及び規則第１０条第２項に規定する誓約書の提出　２　規則第７条第３項に規定する在学証明書の提出第５条　条例、規則及びこの契約に定めない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。　この契約書の証として本書２通を作成し、甲乙各１通を保有するものとする。　　年　月　　日　　　　　　　　　　　　甲　　　　　秋田県南秋田郡大潟村字中央１－１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大潟村長　　　　　　　　　　　　　印 乙　　住　所 　 氏　名 印 　　　　　連帯保証人　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 印 |